

石綿業務に従事されていた労働者の皆様またはそのご遺族の皆様へ

石綿に関する労災補償制度・特別遺族給付金制度と健康管理手帳について

厚生労働省では、石綿にさらされる業務（以下「石綿業務」といいます。）に従事していた労働者の方（離職された方を含みます。）の労災補償や健康管理対策などを行っています。

下記1の(1)、(2)に該当する方は、労災補償等の対象になりますので、最寄りの労働基準監督署にご相談ください。

また、下記2に該当する方は、健康管理手帳の交付を受け、6か月に1回、無料で健康診断を受けることができますので、最寄りの都道府県労働局にご相談ください。

記

1 労災補償制度・特別遺族給付金制度（相談・請求先：労働基準監督署）

(1) 労災補償制度

石綿業務が原因で肺がんや中皮腫等の疾病を発症した労働者の方、またはそれらの病気により亡くなった労働者のご遺族の方が対象となります。

(2) 特別遺族給付金制度

石綿による疾病により亡くなった労働者のご遺族で、時効（5年）により労災保険の遺族補償給付を受給することができない方が対象となります。

2 石綿健康管理手帳制度（相談・申請先：都道府県労働局）

石綿業務に従事した後、転職や退職をし、現在は石綿業務から離れている方が対象です。具体的には、石綿（これをその重量の0.1パーセントを超えて含有する製剤その他のものを含む。）の製造または取扱いに伴い石綿の粉じんを発生させる場所における業務に従事した方の中で、次のいずれかに該当する方が対象です。

(1) 両肺野に石綿による不整形陰影があり、または石綿による胸膜肥厚があること。

（石綿の製造や取扱いの業務（直接業務）またはそれらに伴い石綿の粉じんが発生する場所での業務（周辺業務）が該当）

(2) 下記の作業に1年以上従事した経験を有していること。（ただし、初めて石綿の粉じんにはばく露した日から10年以上経過している必要があります。）（直接業務のみが該当）

- ・石綿の製造作業
- ・石綿が使用されている保温剤や耐火被覆材などの張り付け、補修もしくは除去の作業
- ・石綿の吹き付けの作業または石綿が吹き付けられた建築物、工作物等の解体、破砕等の作業

(3) (2)の作業以外の石綿を取り扱う業務に10年以上従事した経験を有していること。（直接業務のみが該当）

【注意事項】

- 対象者は石綿業務に継続して従事していた方に限られます。
- 上記(2)、(3)両方の従事歴がある方については合算することができます。(2)の従事期間の月数を10倍し、(3)の従事期間の月数に足し合わせ、合計が120か月以上となる場合には、手帳を受け取ることができます。